

境界や登記

に関するお悩み



家を建てたら登記が必要だと聞いたけど、何のことかわからない!

お隣さんとの境界はブロック塀だと思っていましたが、相手はその手前の排水溝だと言っています。どちらが正しいのでしょうか?



山中に所有地が有りますが、荒れ放題でどこからどこまでが、自分の所有地か分からないで困っています!



自分が死んだ後、息子達が、相続でもめないように、土地を分けておきたい。どうすれば良いのだろうか?

私たち土地家屋調査士にご相談下さい。

土地家屋調査士は、土地境界と不動産表示登記のスペシャリストです

7月31日は「土地家屋調査士の日」

不動産に関するいろいろなお悩み ご相談ください。 不動産表示登記無料相談会

と き **7月31日(月)** 要事前予約
7/28(金)までに下記へお電話にてご予約下さい。

- と ころ
- ①佐賀県土地家屋調査士会事務局 (10:00~17:00)
 - ②佐賀市役所 1階市民相談室 (10:00~17:00)
 - ③鳥栖市役所 1階会議室 (10:00~16:00)
 - ④武雄市役所 1階会議室 (10:00~16:00)
 - ⑤嬉野市役所塩田庁舎 1階相談室(和室) (10:00~16:00)
 - ⑥伊万里市民会館 第3会議室 (10:00~16:00)

事前予約者が優先となります



ご予約・受付
お問い合わせ

主催 **佐賀県土地家屋調査士会** 佐賀市城内二丁目11番10-1号
TEL0952-65-3201 佐賀県土地家屋調査士会 検索